

令和7年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づき、令和7年度高知県デジタル技術活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「中堅企業及び中小企業者等」並びに「小規模事業者」とは、別表第1に定めるものをいう。
- (2) 「事業戦略」とは、センターの事業戦略策定・実行支援事業を活用して策定された事業計画のことをいう。
- (3) 「経営計画」とは、商工会又は商工会議所が作成を支援し、認定した事業計画のことをいう。
- (4) 「これらに準ずる事業計画」とは、事業戦略及び経営計画以外の事業計画であって、自社の現状分析を踏まえ、中期の数値目標及び行動計画が記載されたものをいう。
- (5) 「サービス等生産性向上IT導入支援事業」（以下「IT導入補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。
- (6) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。
- (7) 「中小企業省力化投資補助金」（以下「省力化投資補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。

(補助目的及び補助事業者)

第3条 電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額又は正規雇用転換を行う県内中堅企業及び中小企業者等のデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援することを目的とする。ただし、小規模事業者については、給与等の増額又は正規雇用転換は不要とする場合がある。

2 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業及び中小企業者等とする。

(補助事業)

第4条 補助事業者が事業戦略、経営計画、これらに準ずる事業計画及び継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画に基づいて行うデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を補助事業とし、その要件は別表第2に定めるところとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施期間内において発生した経費とし、区分、補助率及び補助限度額は、別表第3に定めるところとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(審査会の設置)

第8条 理事長は、第6条の規定により補助事業者から提出された交付申請書の内容及び補助金交付の適否等の審査並びに採択事業の決定を行うために、審査会を設置する。

(補助金の交付の決定等)

第9条 理事長は、前条に規定する審査会の報告を受け、適当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式の変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び別表第3の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年1月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、別記第2号様式による変更申請書により提出期限の延長について理事長の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 理事長は、第13条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(事業実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、令和8年1月以降に迎える最初の決算後3カ月以内に別記第6号様式による事業完了後の補助事業の実施効果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管し、理事長から求めがあったときはいつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（補助事業において製造された装置等及び製品開発の成果を含む。以下「財産」という。）については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

2 前項の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の備品及びその他の財産については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳により管理することとし、第13条による実績報告書に添付しなければならない。

3 前項の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による取得財産の処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第18条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 計画の承認又は認定が取消されたとき。
- (4) 正当な理由がなく第13条の規定による実績報告書の提出を行わない、第14条の規定による現地調査等を拒んだ、又は第15条の規定による事業実施効果報告書の提出を行わないとき。
- (5) 補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定による取消しを行う場合には、当該補助事業者には通知するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は計画終了までに届出若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、別記第4号様式の実績報告書にその旨を記載しなければならない。

(補助金返還)

第20条 理事長は、補助事業者が別表第2に定める補助事業の要件を達成できていないこと（以下の各号のいずれかに該当すること）を確認した時は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

ただし、天災など事業者の責めに負わない理由があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 一般枠で申請時に給与支給総額の増加を選択した場合、第15条に定める事業実施効果の報告において、給与支給総額の年率1.5%以上の増加目標が達成できていないとき。
- (2) 加速枠で申請時に給与支給総額の増加を選択した場合、第15条に定める事業実施効果の報告において、給与支給総額の年率4.0%以上の増加目標が達成できていないとき。
- (3) 国補助金上乗せ枠で補助対象とした国補助金において、要件未達等の理由から国に対し返還が生じたとき。

(グリーン購入)

第21条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第22条 補助事業又は補助事業者に関して、センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第5条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第23条 この要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月26日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第15条、第16条、第17条、第18条、第20条及び第22条の規定は、同日以降もなお効力を有する。
- 3 この要領は、令和5年3月10日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年6月26日から施行する。
- 5 この要領は、令和6年1月11日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年3月8日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年8月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和7年4月8日から施行する。ただし、第15条第1項に規定する別記第5号様式による事業完了後の実施効果については、令和7年4月8日以後に交付決定を受けた事業から適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 9 この要領は、令和7年6月4日から施行する。

別表第1（第2条関係）

【中堅企業及び中小企業者等】

種別	業種分類	定義
中堅企業	全業種	下記に定義する中小企業者等を除き、常時使用する従業員の数が2,000人以下の者
中小企業者等	① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
	⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
	⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
	⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
	⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【小規模事業者】

業種分類	定義
①商業、サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主
②サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主
③製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主

別表第2（第4条関係）

区分	補助事業者が行う事業の要件
一般枠	対象となる補助事業： 生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業 補助事業の要件： （１）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率1.5%以上増加又は間接補助事業の実施期間において、1名以上の正規雇用転換（注2～注4）する見込みの計画を策定し、実行すること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合は、計画の策定及び実行は不要とする。 （２）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （３）事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合は、事業計画の策定を不要とする。 （４）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。
加速枠	対象となる補助事業： 先進的又はイノベーション創出につながる取り組みで、生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業 補助事業の要件： （１）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率4.0%以上増加又は、間接補助事業の実施期間において、2名以上の正規雇用転換（注2～注4）する見込みの計画を策定し、実行すること。 （２）令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （３）事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。 （４）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。
国補助金上乗せ枠	対象となる補助事業： 以下の国の補助事業の交付決定を受けた事業 （１）IT導入補助金：通常枠 （２）ものづくり補助金：製品・サービス高付加価値化枠 （３）省力化投資補助金：カタログ注文型、一般型 補助事業の要件： 対象となる補助事業のうち、補助事業の実施場所を高知県として交付決定を受けていること。

(注1) 給与支給総額は、役員以外の全従業員に支払った給与等（給料、賃金、賞与を含み、福利厚生費、法定福利費や退職金を除く。）をいう。

(注2) 正規雇用転換とは、補助事業者において次のいずれかの措置を講ずることをいう。

- ①公募開始時点で補助事業者が雇用している非正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。
- ②公募開始時点で補助事業者が（注3）の③に規定する派遣労働者として受け入れている非正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。

(注3) 非正規雇用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

- ①期間を定めて雇用されている労働者
- ②期間を定めないで雇用されている労働者であって、正規雇用労働者以外の労働者
- ③労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）第2条第2号に規定する派遣労働者

(注4) 正規雇用労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。

- ①期間を定めないで雇用されている労働者
- ②同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

(注5) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。

別表第3（第5条、第11条関係）

【一般枠】

区分	補助率	補助金額
ソフトウェアの導入に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内	1事業者当たり 10万円（下限） ～上限450万円
ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費		

【加速枠】

区分	補助率	補助金額
ソフトウェアの導入に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内	1事業者当たり 450万円超（下限） ～上限2,500万円
ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費		

【国補助金上乘せ枠】

	補助率	補助金額
IT導入補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費	補助対象経費の 12分の1から4 分の1以内	1事業者当たり 上限1,000万円 ただし、国のIT導入補助金、 ものづくり補助金、省力化投資 補助金の交付決定額との 合計で、補助対象経費の4分 の3以内となること。
ものづくり補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費		
省力化投資補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費		

別表第4（第7条、第18条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。